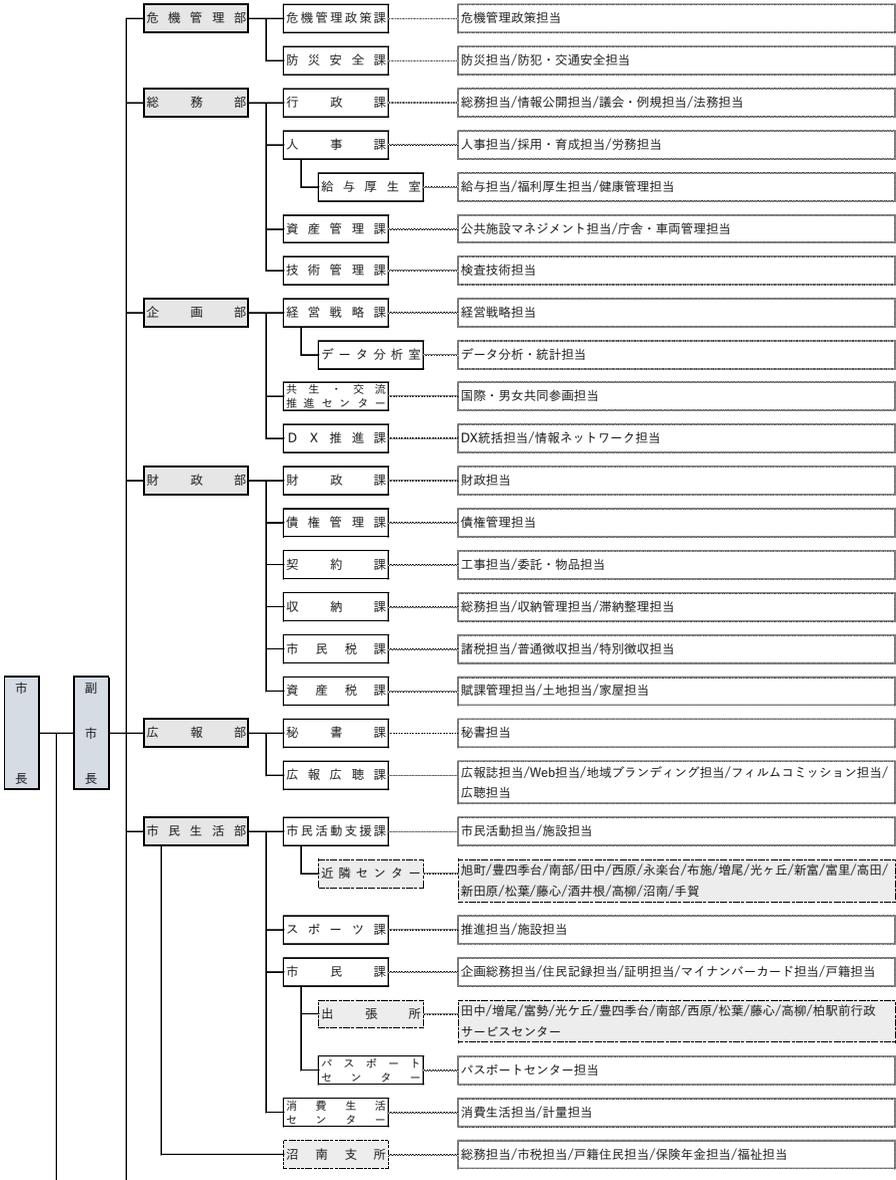


第3編 総務

1 柏市行政組織図

柏市行政組織図 (令和6年4月1日現在)

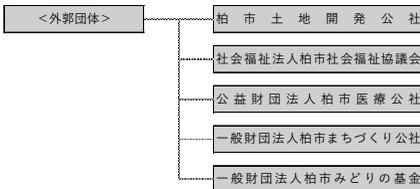
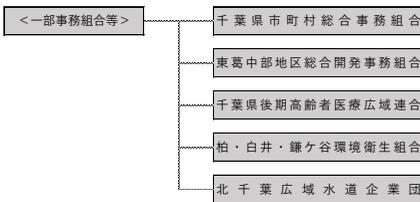
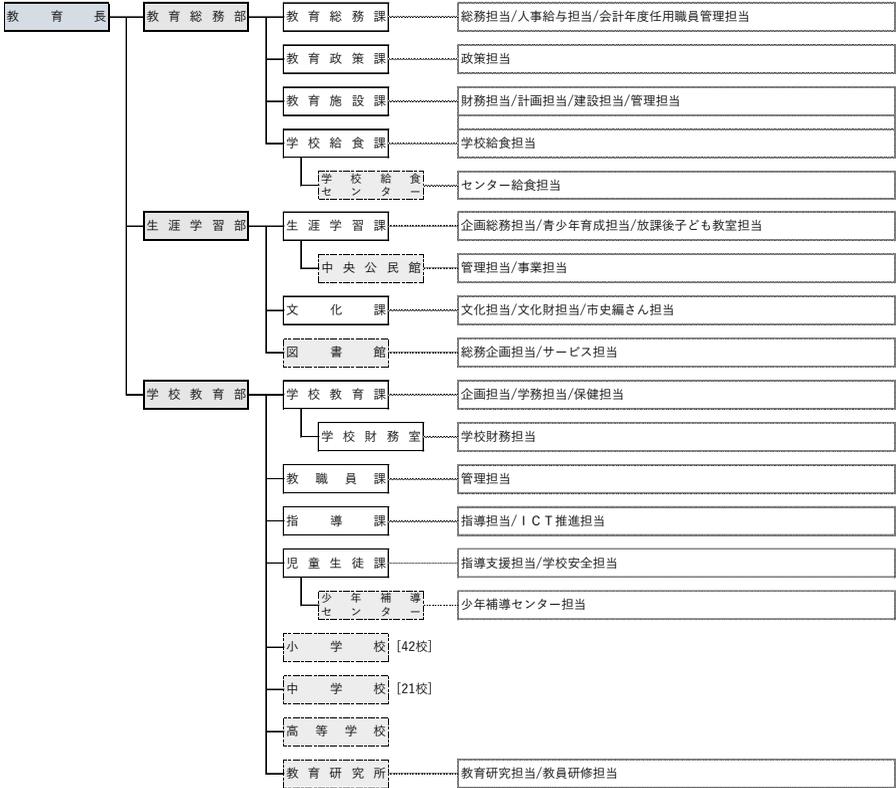


健康医療部	健康政策課	政策担当
	高齢者支援課	計画調整担当/いきがい・施設担当/介護サービス担当/資格保険料担当/認定審査担当
	地域包括支援課	地域ケア推進担当/権利擁護担当
	地域保健課	地域保健担当/母子保健担当/子育て包括担当
	健康増進課	総務担当/予防接種担当/保健事業担当
	保険年金課	企画管理担当/資格・賦課担当/給付担当/収納整理担当/後期高齢者医療担当
	国民年金室	資格担当/給付担当
	地域医療推進課	地域医療担当
	医療公社管理課	業務・建設担当
	総務企画課	総務企画担当/医事業事担当
	保健予防課	感染症・疾病対策担当/精神保健福祉担当
	生活衛生課	環境衛生担当/食品衛生担当
	動物愛護 ふれあいセンター	動物愛護担当
	衛生検査課	検査担当
	福祉部	福祉政策課
指導監査課		法人担当/介護事業者担当/障害事業者担当/保育施設担当
障害福祉課		企画総務担当/手帳・給付担当/権利擁護担当/福祉サービス担当
生活支援課		庶務・事業担当/保護第一担当/保護第二担当
こども部	こども政策課	企画政策担当/複合施設担当
	子育て支援課	子育て支援担当
	こども福祉課	給付・支援担当
	こども相談 センター	家庭児童相談担当/乳幼児担当/学齢児担当/開設準備担当
	学童保育課	入所・整備担当/人事・保育担当
	保育運営課	企画担当/指導運営担当/入園担当/給付担当
	保 育 園	桜台/若葉/あけぼの/富勢/東中新宿/豊四季/増尾/豊住/土南部/西原/豊町/ 富士見/酒井根/名戸ヶ谷/田中/旭町/東町/高野台/しこだ/松葉/高柳/高柳西
	こども発達 センター	相談支援担当
	キッズルーム	キッズルームひまわり担当/キッズルームこすもす担当/保育所等訪問支援担当

環境部	環境政策課	環境政策担当/ゼロカーボンシティ推進担当/大気保全担当/水質保全担当
	廃棄物政策課	廃棄物政策担当/資源循環担当
	清掃施設課	整備担当/調整担当
	環境サービス課	廃棄物指導担当/生活環境担当
	北部クリーンセンター	収集担当/管理担当
	南部クリーンセンター	収集担当/管理担当
	産業廃棄物対策課	許可担当/監視担当
経済産業部	産業政策・スタートアップ推進課	政策推進担当
	商工観光課	商工観光担当
	農政課	農業政策担当/農業振興担当/アグリビジネス担当
	公設市場	管理運営担当/整備計画担当
都市部	都市計画課	企画調整担当/都市計画担当
	住環境再生課	再生推進担当/まちづくりデザイン担当
	北部整備課	区画整理担当/まちづくり担当
	建築指導課	企画担当/審査担当/指導担当
	開発事業調整課	調整担当
	宅地課	市街化区域担当/市街化調整区域担当/庶務・宅地安全担当
	住宅政策課	住宅政策担当/市営住宅担当
	公園緑地課	総務緑地担当/管理運営担当/建設計画担当
	市街地整備課	市街地整備担当
	北柏駅周辺整備課	事業推進担当
	中心市街地整備課	都市再生担当/計画調整担当/空間マネジメント担当
	営繕管理課	営繕・保全担当
	土木部	道路総務課
道路保全課		道路再生担当/維持補修担当/施設担当/道路サービス担当
交通政策課		公共交通担当/道路交通担当
自転車対策室		自転車対策担当
道路整備課		計画・用地担当/建設担当
河川排水課		総務用地担当/管理事業担当



【教育委員会】



2 職員数

	条例定数	定数内職員数
市長の事務部局の職員	1,988	1,863
上下水道企業の事務部局の職員	117	108
議会の事務部局の職員	17	15
選挙管理委員会の事務部局の職員	10	9
監査委員の事務部局の職員	8	8
農業委員会の事務部局の職員	9	8
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	290	284
消防職員	471	454
合計	2,910	2,749
定数外職員（公益的法人等派遣条例に基づく派遣職員、育児休業者等）		165
職員実数（定数内職員数＋定数外職員数）		2,914

(1) 定員の適正化

「子育て・教育・福祉」の各分野への重点的な職員配置を行うとともに、児童相談所の開設に向けた検討・準備を進めるため、人材の確保・育成に向け必要な増員を行った。

また、政府が推進する「働き方改革」の実現に向け、長時間にわたる時間外勤務を削減・抑制するための内部事務の改善・効率化・ICT導入・外部委託化に係る取組を強化するとともに、職員のワークライフバランスの実現に向けた職場環境の改善についても、育児休業等を取得する職員の代替職員の確保等の措置を継続して実施した。

【職員数の推移】（地方公共団体定員管理調査による職員数）

令和5年度：2,861人⇒令和6年度：2,909人（＋48人）

(2) 業務改善の推進

令和元年度から、行政改革推進課（現：DX推進課）が担当課の業務の観察及び分析を行い、業務改善の手法を提案する取組を開始した。令和3年度は、時間外勤務が集中している部署の業務分析等を行い、ICTの活用や業務改善について提案を行うとともに、時間外勤務の削減を図るために必要な措置を講じた。

3 歴代常勤特別職

(1) 市長

代	氏 名	在任期間
初	鈴木悦三	昭和29年10月20日～昭和33年10月19日 昭和33年10月20日～昭和33年10月29日
2	濱嶋千代丸	昭和33年11月30日～昭和37年11月29日 昭和37年11月30日～昭和41年10月 7日
3	山澤諒太郎	昭和41年11月13日～昭和45年11月12日 昭和45年11月13日～昭和49年11月12日 昭和49年11月13日～昭和53年11月12日
4	鈴木 眞	昭和53年11月13日～昭和57年11月12日 昭和57年11月13日～昭和61年11月12日 昭和61年11月13日～平成 2年11月12日 平成 2年11月13日～平成 5年10月 1日
5	本多 晃	平成 5年11月21日～平成 9年11月20日 平成 9年11月21日～平成13年11月20日 平成13年11月21日～平成17年11月20日 平成17年11月21日～平成21年11月20日
6	秋山浩保	平成21年11月21日～平成25年11月20日 平成25年11月21日～平成29年11月20日 平成29年11月21日～令和 3年11月20日
7	太田和美	令和 3年11月21日～ 現 在

(2) 助役（～平成19年3月31日）・副市長（平成19年4月1日～）

代	氏名	在任期間
初	外川延明	昭和29年11月5日～昭和33年11月4日
2	松崎健	昭和33年12月23日～昭和37年12月22日 昭和37年12月23日～昭和41年12月22日 昭和41年12月23日～昭和45年12月22日
3	長山巍	昭和46年6月17日～昭和50年6月16日 昭和50年6月17日～昭和54年6月16日 昭和54年6月17日～昭和58年6月16日 昭和58年6月17日～昭和62年6月16日 昭和62年6月17日～平成3年6月16日
4	本多晃	平成3年7月1日～平成5年11月1日
5	土田昭	平成5年4月1日～平成9年3月31日 平成9年4月1日～平成13年3月31日
6	木下貴志	平成8年4月1日～平成11年3月31日
7	高野晴夫	平成11年4月1日～平成15年3月31日 平成15年4月1日～平成17年12月31日
8	松尾恵美子	平成15年1月1日～平成18年3月31日
9	浅羽大嗣 (助役) (副市長)	平成18年4月1日～平成19年3月31日 平成19年4月1日～平成22年3月31日 平成22年4月1日～平成24年3月31日
10	石黒博	平成22年4月1日～平成26年3月31日 平成26年4月1日～平成29年3月31日
11	関口隆明	平成24年4月1日～平成28年3月31日
12	鬼沢徹雄	平成29年4月1日～令和3年3月31日 令和3年4月1日～令和4年3月31日
13	加藤雅美	令和4年4月1日～令和6年3月31日
14	奥田謁夫	令和4年4月1日～現在
15	染谷康則	令和6年4月1日～現在

(3) 収入役

代	氏名	在任期間
初	井戸 弘	昭和29年12月17日～昭和33年12月14日 昭和33年12月17日～昭和37年12月16日 昭和37年12月17日～昭和41年12月16日 昭和41年12月17日～昭和41年12月18日
2	後藤 武男	昭和42年 4月 2日～昭和46年 4月 1日 昭和46年 4月 2日～昭和50年 4月 1日 昭和50年 4月 2日～昭和54年 4月 1日 昭和54年 4月 2日～昭和58年 4月 1日
3	成嶋 二四	昭和58年 6月17日～昭和62年 6月16日 昭和62年 6月17日～平成 3年 6月16日 平成 3年 6月17日～平成 7年 6月16日
4	萩原 功	平成 7年 6月17日～平成11年 6月16日
5	吉野 勇	平成11年 6月17日～平成15年 6月16日
6	谷萩英紀	平成15年 6月17日～平成19年 6月16日

(4) 教育長

代	氏 名	在任期間
初	寺 村 紘 二	昭和29年 9月 1日～昭和30年 3月31日
2	平 塚 秋 司	昭和30年 4月 1日～昭和30年 9月30日
3	川 本 菊 雄	昭和30年10月 1日～昭和33年 9月30日 昭和33年10月 1日～昭和36年10月31日
4	仲 澤 健 次	昭和36年11月 1日～昭和39年 9月30日 昭和39年10月 1日～昭和43年 9月30日 昭和43年10月 1日～昭和47年 9月30日 昭和47年10月 1日～昭和51年 9月30日 昭和51年10月 1日～昭和54年 3月31日
5	古 谷 武 雄	昭和54年 4月 1日～昭和55年 9月30日 昭和55年10月 1日～昭和59年 9月30日 昭和59年10月 1日～昭和63年 9月30日 昭和63年10月 1日～平成 4年 9月30日 平成 4年10月 1日～平成 7年 3月31日
6	川 本 勝 彦	平成 7年 4月 6日～平成 8年 9月30日 平成 8年10月 1日～平成12年 9月30日
7	矢 上 直	平成12年10月 1日～平成16年 9月30日 平成16年10月 1日～平成20年 9月30日
8	河 合 良	平成20年10月 1日～平成24年 9月30日
9	河 原 健	平成24年10月 1日～平成28年 3月31日
10	河 寫 貞	平成28年 4月 1日～平成31年 3月31日 平成31年 4月 1日～令和 4年 3月31日
11	田 牧 徹	令和 4年 4月 1日～ 現 在

(5) 水道事業管理者（～令和4年3月31日）・上下水道事業管理者（令和4年4月1日～）

代	氏名	在任期間
初	平川謙讓	昭和47年 1月 1日～昭和50年12月31日 昭和51年 1月 1日～昭和54年12月31日
2	成島義治	昭和55年 1月 1日～昭和58年12月31日 昭和59年 1月 1日～昭和62年12月31日
3	野口重利	昭和63年 1月 1日～平成 3年12月31日 平成 4年 1月 1日～平成 7年12月31日
4	本橋方正	平成 8年 1月 1日～平成11年12月31日 平成12年 1月 1日～平成15年12月31日
5	浅羽大嗣	平成16年 1月 1日～平成18年 3月31日
6	河合良	平成18年 4月 1日～平成20年 9月30日
7	関口隆明	平成20年10月 1日～平成24年 3月31日
8	酒井美一	平成24年 4月 1日～平成28年 3月31日
9	吉川正昭	平成28年 4月 1日～令和 2年 3月31日
10	成嶋正俊	令和 2年 4月 1日～令和 6年 3月31日
11	飯田晃一	令和 6年 4月 1日～ 現 在

(6) 常勤監査委員

代	氏名	在任期間
初	渡邊福次郎	平成 6年 1月 1日～平成 9年12月31日 平成10年 1月 1日～平成13年12月31日
2	渡邊義一	平成14年 1月 1日～平成17年12月31日 平成18年 1月 1日～平成21年12月31日
3	吉井忠夫	平成22年 1月 1日～平成25年12月31日 平成26年 1月 1日～平成28年 3月31日
4	下隆明	平成28年 4月 1日～令和 2年 3月31日
5	加藤雅美	令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日
6	高橋秀明	令和 4年 4月 1日～ 現 在

4 報酬・給与

(1) 市長等の給与額（令和6年4月1日現在）

区 分	給料月額	適用年月日	前給料月額	適用年月日
市 長	974,900円	R6.4.1	961,000円	H30.4.1
副 市 長	801,400円	R6.4.1	790,000円	H30.4.1
教 育 長	731,400円	R6.4.1	721,000円	H30.4.1
上下水道事業管理者	667,500円	R6.4.1	658,000円	H30.4.1
常 勤 監 査 委 員	667,500円	R6.4.1	658,000円	H30.4.1

(2) 非常勤特別職の報酬額（令和6年4月1日現在）

号	職 名	支給区分	報酬額
1	監査委員（議員）	月額	61,000円
2	監査委員（識見を有する者）	月額	130,000円
4	教育委員会委員	月額	86,500円
5	農業委員会会長	月額	70,000円
6	農業委員会会長職務を代理する者	月額	63,000円
7	農業委員会委員	月額	58,500円
7の2	農地利用最適化推進委員	月額	58,500円
8	選挙管理委員会委員長	月額	61,000円
9	選挙管理委員会委員	月額	49,000円
10	投票所の投票管理者	日額	12,800円以内で市長が定める額
10の2	共通投票所の投票管理者	日額	12,800円以内で市長が定める額
10の3	期日前投票所の投票管理者	日額	15,232円以内で市長が定める額
11	開票管理者及び選挙長	1回	10,800円
12	投票所の投票立会人	日額	10,900円以内で市長が定める額
12の2	共通投票所の投票立会人	日額	10,900円以内で市長が定める額
12の3	期日前投票所の投票立会人	日額	12,940円以内で市長が定める額
12の4	不在者投票に係る投票立会人	日額	10,900円以内で市長が定める額
12の5	開票立会人及び選挙立会人	1回	8,900円
13	固定資産評価審査委員会委員長	日額	9,600円
14	固定資産評価審査委員会委員	日額	9,000円
15	消防団長	年額	126,500円

16	消防団副団長	年額	87,000円
17	消防団方面隊長	年額	66,500円
18	消防団副方面隊長	年額	54,500円
19	消防団分団長	年額	54,500円
20	消防団副分団長	年額	48,000円
21	消防団部長	年額	43,000円
22	消防団班長	年額	38,500円
23	消防団員	年額	36,500円
24	水火災及び地震等の災害に出動した第15号から第23号までに掲げる職員	1回	8,000円以内で任命権者が定める額
24の2	訓練に出動した第15号から第23号までに掲げる職員	1回	3,500円
24の3	前2号に掲げる出動以外の出動をした第15号から第23号までに掲げる職員	1回	2,550円
25	消防車の運転業務を行った第15号から第23号までに掲げる職員	月額	530円
28	市医	日額	25,500円
29	学校医	年額	145,000円
30	学校歯科医	年額	145,000円
31	学校薬剤師	年額	97,000円
32	福祉事務所嘱託医	月額	85,500円
33	保育園嘱託医	年額	85,500円
34	保育園歯科嘱託医	年額	85,500円
35	児童発達支援センター管理医	月額	85,500円
36	介護認定審査会委員	日額	27,000円
36の2	障害支援区分等審査会委員	日額	27,000円
36の3	小児慢性特定疾病審査会委員	日額	25,500円
36の4	感染症診査協議会委員	日額	27,000円
36の5	衛生検査所精度管理専門委員	日額	13,000円
37	産業医	月額	24,500円
38	審理員	1件	120,000円
39	顧問弁護士	月額	120,000円
40	柏市開発事業等紛争調停委員会委員	日額	20,000円
41	いじめ重大事態調査検証委員会委員及びいじめ重大事態再調査委員	日額	24,000円

	会委員		
42	医療的ケア児等保育実施検討審査 会委員	日額	25,500円
43	前各号に掲げるもののほか、法律 若しくはこれに基づく政令又は条 例に基づき設置された附属機関の 委員	日額	8,000円
44	前各号に掲げるもの以外の非常勤 特別職	日額	予算の範囲内で任命権者 が市長と協議し、日額 8,000円以内において定め る額
42の2	スクールロイヤー	日額	56,000円

(3) 一般職の初任給（令和6年4月1日現在）

行 政 職（一）			行 政 職（二）		
区分	初任給	給料月額	区分	初任給	給料月額
高 卒	1級9号給	170,900円	守衛, 技術員	1級37号級 ～93号給	192,200円 ～233,600円
短大卒	1級19号給	184,600円	技能員	1級29号級 ～85号給	179,600円 ～229,400円
大 卒	1級29号給	202,400円	業務員, 給食調理 員	1級21号級 ～77号給	169,000円 ～225,200円

(4) 級別給料（令和6年4月1日現在，単位：円）

ア 行政職（一）

級	人数	平均年齢	最高額	最低額	平均額
9	24	57	513,000	459,900	500,058
8	54	55	477,700	429,900	466,426
7	173	54	457,500	414,200	438,290
6	188	50	433,500	365,900	405,238
5	460	49	419,500	318,200	382,311
4	356	39	369,100	273,000	307,305
3	416	35	352,600	249,500	274,042
2	763	30	272,700	189,600	232,515
1	309	25	250,300	170,900	202,985
全体	2743	38			302,076

イ 行政職（二）

級	人数	平均年齢	最高額	最低額	平均額
5	59	57	392,100	334,200	367,912
4	5	54	316,200	300,600	304,360
全体	64	56			362,947

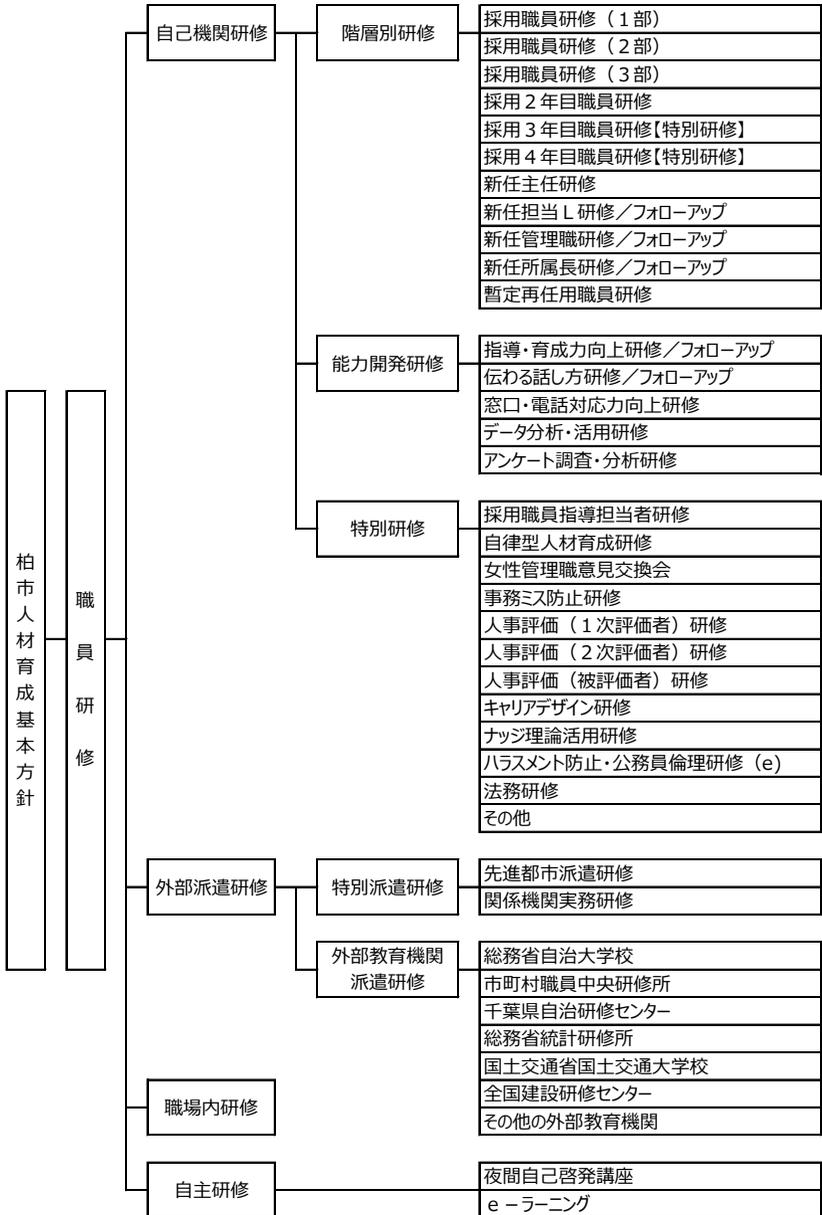
5 旅費

（令和6年4月1日現在）

区分	グリーン料金	旅行雑費(円) (1日当たり)	宿泊料(円) (1夜当たり)	食卓料(円) (1夜当たり)
議員	原則として不支給	400	上限 15,000	上限 2,400
市長，副市長，教育長，上下水道事業管理者及び常勤の監査委員		※災害対応，公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合のみ支給	上限 15,000	上限 2,400
その他の職員			上限 13,000	上限 2,400

6 職員研修

(1) 令和5年度研修体系図



(2) 令和5年度研修実績

ア 階層別研修

研修名	研修日数	受講者数
採用職員研修（1部）	2.0	150
採用職員研修（2部）	2.0	149
採用職員研修（3部）	1.0	145
採用2年目研修	1.5	108
新任主任研修	1.0	78
新任担当リーダー研修	2.0	52
新任管理職研修	1.5	16
新任所属長研修	1.5	24
暫定再任用職員研修	0.5	26
合計		748

イ 能力開発研修

研修名	研修日数	受講者数
指導・育成力向上研修	1.5	13
アンケート調査・分析研修	1.0	28
窓口・電話対応力向上研修	1.0	34
伝える話し方研修	1.5	32
データ分析・活用研修	1.0	32
合計		139

ウ 特別研修

研修名	研修日数	受講者数
採用職員指導担当者研修	0.5	112
人事評価（2次評価者）研修	1.0	26
人事評価（1次評価者）研修	1.0	140
人事評価（被評価者）研修	1.0	160
事務ミス防止研修	1.0	38
女性管理職意見交換会	1.0	45
ナッジ理論入門研修	1.0	42
ハラスメント研修	0.5	30
ハラスメント防止・公務員倫理研修	0.5	1,486
法務研修	0.5	75
自律型人材育成研修	1.5	34
合計		2,188

エ 特別派遣研修

研修名	件数等	受講者数
先進都市派遣研修	—	—
海外派遣研修	—	—
合計		0

オ 外部教育機関派遣研修

研修名	件数等	受講者数
自治大学校	3	3
千葉県自治研修センター	12	62
市町村職員中央研修所	2	2
その他外部教育機関	70	152
合計		219

■ 合計

受講者，派遣者	合計	3,294
---------	----	-------

7 情報公開・個人情報保護

(1) 柏市情報公開条例の目的等

ア 目的 地方自治の本旨にのっとり，市民の知る権利を尊重し，公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより，本市の保有する情報の一層の公開を図り，もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに，市民による市政への参加の充実及び公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

イ 内容 公開性の向上・プライバシーの保護・利用しやすい制度・実効性のある救済制度（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会）・情報公開制度の総合的な推進など。

ウ 施行年月日等

(ア) 公布年月日 平成12年3月24日

(イ) 施行年月日 平成12年10月1日 ※柏市公文書公開条例を全部改正したものの

(2) 公文書の開示

ア 実施機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者・消防長・議会

イ 対象公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。

ウ 開示請求権者 何人（だれでも）

エ 請求手続 請求書を行政資料室（公開窓口）に提出（電子申請、郵送、ファクシミリも可）。

オ 開示請求に対する決定等

(ア) 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示する旨又はしない旨の決定（開示決定等）をしなければならない。

(イ) 実施機関は、開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を書面により通知しなければならない。この場合において、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面により通知するものとする。

(ウ) 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を30日以内に限り延長することができる。ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量である場合には、相当の部分につき開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

(エ) 開示請求に係る公文書に本市以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

カ 不開示情報

(ア) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の明示の指示により、公にすることができない情報。

(イ) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの（ただし、公務員の職務上の職及び氏名、実施機関の予算執行に係る公務員以外の者の職及び氏名等を除く）。

(ウ) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの（ただし、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く）。

a 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

b 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

- (エ) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報。
- (オ) 本市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの。
- (カ) 本市又は国等が行う事務事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ※ 公文書の存否に関する情報：開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- キ 開示の実施の方法
公文書の開示は、閲覧等又は交付の方法により行う。
- ク 手数料等
(ア) 開示を受けるものは、別表で定めるところにより手数料を納入しなければならない。ただし、実施機関が、読み取り・出力又は複写をするための機器を保有していない公文書の開示を受けるものは、規則で定める委託等に要する費用を負担しなければならない。

区分	開示の実施方法	手数料の額		
		市民等（在住・在勤・在学のかた、町会等団体）	市内法人等	その他
文書・図画	閲覧（1件あたり50枚までごとにつき）※1	50円	75円	100円
	写しの交付（A3判まで1枚（片面）につき）※2	単色（黒）刷りの場合		
		10円	15円	20円
		カラーの場合		
	20円	30円	40円	
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧（1件あたり50枚までごとにつき）※1	100円	150円	200円
	CD-Rに複写したものの交付※3	1件200円	1件300円	1件400円

※1 1件とは、決裁などの手続が一つであるものをいいます（設計書は、工事案件ごとに1件と数えます。）。なお、一定の条件の下で、閲覧時における対象

公文書のカメラ等による撮影を可能とします。

※2 CD-Rによる複写交付を希望する場合は、別途CD-Rの実費相当額（1枚につき60円）を加算します。

※3 別途CD-Rの実費相当額を加算します。なお、紙媒体にて交付する場合は、文書・図画の区分と同じです。

(イ) 手数料を納入しなければならないものが次のいずれかに該当する場合は、その手数料を減免し、または免除することができる。

a 生活保護法に基づく被保護者

b 被災証明書等により災害を受けたことを、公的に証明された者で、手数料を全額納入することが困難なもの

c その他特に必要があると認められるもの

ケ 審査請求があった場合の手続

(ア) 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

a 審査請求が不適法であり、却下する場合。

b 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く）。

(イ) 諮問をした審査庁は、答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(3) 情報公開の総合的な推進

ア 情報提供施策・情報公表制度

(ア) 実施機関は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、行政資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を市民に積極的に提供しよう努めるものとする。

(イ) 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとともに、市政に関する情報を公表する制度の整備に努めるものとする。

イ 附属機関等の会議の公開等

(ア) 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、法令等の規定により公開することができない場合を除き、会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

a 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合。

b 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある場合。

(イ) 実施機関は、附属機関等の会議について会議録を作成しなければならない。

(ウ) 実施機関は、公開された附属機関等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

ウ 出資法人等の情報公開

(ア) 本市が資本金等の2分の1以上を出資している法人その他本市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち規則等で定めるものは、出資法人等の保有す

る情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

(イ) 実施機関は、地方自治法に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者が保有する当該公の施設の管理に係る情報の公開に資するため当該情報の取得に努めなければならない。

※平成13年10月1日付けで各出資法人等が公開規程又は要綱を制定・施行

※ 情報公開を実施する出資法人等：一般財団法人柏市まちづくり公社・公益財団法人柏市医療公社・柏市土地開発公社・一般財団法人柏市みどりの基金・社会福祉法人柏市社会福祉協議会・公益社団法人柏市シルバー人材センター

(4) 令和5年度公文書開示等実施状況

ア 請求件数 441件

イ 処理状況

区分	開示	部分開示	不開示(うち不存在)	未決定	取下げ	計
件数(件)	286	104	4 (2)	11(※)	36	441

※ 未決定については、決定期限の延長を行っています。

ウ 開示率

$$\begin{aligned}
 & (\text{開示} + \text{部分開示}) \div (\text{開示} + \text{部分開示} + \text{不開示} - \text{不存在}) \times 100 \\
 & = 99.5\%
 \end{aligned}$$

エ 不開示理由別内訳

不開示理由	件数(件)	割合(%)
法令等不開示情報	3	2
個人に関する情報	67	46
法人等事業活動情報	42	29
公共安全等維持情報	2	1
審議検討等情報	0	0
行政執行情報	24	17
存否応答拒否情報	1	1
不存在	6	4
その他	0	0
合計	145	100.0

※ 1件中に不開示理由(部分開示の不開示理由を含む)が複数存在するものは、それぞれの欄に計上している。

(5) 柏市の個人情報保護制度について

柏市では、平成17年1月1日に施行された「柏市個人情報保護条例」によって、個人の権利利益の保護等が図られてきた。他方、近年におけるデジタル社会の進展に伴い、「個人情報の保護に関する法律(以下、本項目において「法」という。)」が改正され、民間部門や行政部門における全国的な共通ルールが規定されることとなった。柏市の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日より法の適用を受けるものであることから、令和5年3月31日をもって「柏市個人情報保護条例」は廃止と

している。法の施行にあたって必要とされる事項については、「柏市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、これらの規定を遵守することによって、個人の権利利益の保護等を図ることとしている。

(6) 柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨等

ア 趣旨 個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）の施行に関し、同法に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるもの。

イ 内容 条例個人情報ファイル簿の作成・公表、開示請求の手續、費用負担、審議会への諮問など。

ウ 施行年月日等

(ア) 公布年月日 令和4年12月22日

(イ) 施行年月日 令和5年4月1日

(7) 保有個人情報の開示

ア 市の機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者・消防長 ※議会を対象とする個人情報保護に係る規定については、柏市議会個人情報保護条例に定めが置かれています。

イ 個人情報の定義 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

ウ 保有個人情報の定義 「保有個人情報」とは、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして当該市の機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

エ 特定個人情報の定義 「特定個人情報」とは個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

オ 開示請求権者 何人も、自己を本人とする保有個人情報を請求することができる。未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって請求することができる。

カ 請求手續 請求書を行政資料室（公開窓口）に提出（郵送も可）。

キ 開示請求に対する決定等

(ア) 市の機関は、開示請求があつた日から14日以内に開示する旨又はしない旨の決定（開示決定等）をしなければならない。

(イ) 市の機関は、開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を書面により通知しなければならない。この場合において、開示しない理由がなくなる期日をあら

かじめ明示することができるときは、その期日を当該書面により通知するものとする。

(ウ) 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を30日以内に限り延長することができる。なお、開示請求に係る保有個人情報 が著しく大量である場合は、情報公開における特例と同様に期限を延長することができる。

(エ) 開示請求に係る公文書に本市以外のものに関する情報が記録されているときは、市の機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

ク 不開示情報

(ア) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報。

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

a 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

b 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

c 公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(ロ) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

a 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

b 市の機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(ハ) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

(ニ) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

- (キ) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (ク) 市の機関及び国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- a 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - b 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - c 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - d 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - e 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - f 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - g 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

※ 公文書の存否に関する情報：開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、市の機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

ケ 開示の実施の方法

- (ア) 文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により行う。
- (イ) 電磁的記録については、要領で定める方法（用紙に出力したものの閲覧・交付、CD-R等に複写したものの交付など）により行う。

コ 費用負担

- (ア) 開示に係る手数料は、徴収しない。
- (イ) 文書又は図画の写しの交付を受けるものは、条例で定める額（A3判以内1枚白黒10円、カラー20円など）の費用を負担。
- (ウ) 電磁的記録の開示を受けるものは、電磁的記録の種別に応じ、条例で定める額（CD-R等に交付したものの交付は実費に相当する額）の費用を負担。

サ 訂正請求権

- (ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき、法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する市の機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。
- (イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、

本人に代わって訂正の請求をすることができる。

シ 利用停止請求権

(7) 何人も、自己を本人とする保有個人情報に法に違反した保有・収集・利用・提供をされたと思料するときは、法の定めるところにより当該保有個人情報を保有する市の機関に対し、利用の停止又は消去、情報の提供の停止を請求することができる。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって利用停止の請求をすることができる。

ス 審査請求があった場合の手続

(7) 市の機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

a 審査請求が不適法であり、却下する場合。

b 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。

c 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合。

d 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

(イ) 諮問をした審査庁は、答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(8) 個人情報の保護に関する法律に係る罰則

ア 市の機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務・指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ 市の機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務・指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

ウ 市の機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(エ) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

(9) 令和5年度保有個人情報開示等実施状況

ア 請求件数 42件

イ 処理状況

区分	開示	部分開示	不開示(うち不存在)	未決定	取下げ	計
件数(件)	16	19	2(0)	2	3	42

ウ 開示率

$$(開示 + 部分開示) \div (開示 + 部分開示 + 不開示 - 不存在) \times 100 \\ = 94.6\%$$

(10) 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

ア 審議会は、柏市情報公開条例若しくは個人情報の保護に関する法律又は個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に係る審査請求についての調査審議をするほか、情報公開制度・個人情報保護制度その他情報公開・個人情報に関する重要な事項について実施機関及び市の機関に意見を述べるができる。また、平成26年度からは特定個人情報ファイルの取扱い等についての調査審議を、平成28年度からは行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求についての調査審議をすることとなった。

イ 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

ウ 審議会は、指名する委員5人以上で構成する部会に、その所掌事務を分掌させることができる。

エ 審議会は、会議を公開するものとする。ただし、不開示情報が含まれる事項について調査審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(11) 公文書開示請求に係る審査請求の状況（令和5年度）

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	1	—	—	—	—	—	1

(12) 保有個人情報に係る審査請求の状況（令和5年度）

ア 開示請求

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	1	—	—	—	—	—	1

イ 訂正請求

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	0	—	—	—	—	0	—

ウ 利用停止請求

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	0	—	—	—	—	—	—

8 庁舎

(1) 本庁舎

ア 庁舎の概要

区分	本庁舎	別館	分室1	分室2	
工期	着工	S55.12.17	H22.4.12	H6.9.21	S58.9.21
	竣工	S57.12.10	H22.11.30	H6.11.15	S59.2.10
事業費	設計監理料 67,700千円 工事費 3,543,000千円	賃借料(10年) 549,633千円	工事費 74,984千円	工事費 31,370千円	
構造規模	<高層棟> 鉄骨鉄筋コンクリート造 8,893.08 m ² <低層棟> 鉄筋コンクリート造 4,593.98 m ² <食堂棟> 鉄筋コンクリート造 528.23 m ² <計> 14,015.29 m ²	鉄骨造 2,847.09 m ²	軽量鉄骨造 494.14 m ²	鉄骨造 178.20 m ²	
敷地面積	20,275.17 m ²				

区分		分庁舎1	分庁舎2	分室4
工期	着工	S62. 11. 30	H23. 12. 1	
	竣工	S63. 9. 20	H24. 3. 29	S63. 3. 31
事業費		工事費 470,368千円	賃借料(10年) 123,165千円	工事費 53,900千円
構造規模		鉄筋コンクリート造 2,016.02㎡	鉄骨造 993.72㎡	鉄骨造 273.16㎡
敷地面積		1,834.20㎡	1,004.43㎡	305.72㎡
改修工事		H22. 10. 25～ H22. 12. 15		
改修費		26,386千円		

イ 市役所の窓口等の配置図

階数	本庁舎高層棟	本庁舎低層棟	別館
7 F	議場	/	/
6 F	正副議長室 議員控室 議会事務局		
5 F	委員会室（第1～第6・ 議会運営） 議会図書室		
4 F	技術管理課 環境政策課 環境サービス課 廃棄物 政策課 産業廃棄物対策 課 監査事務局 資産管 理課 清掃施設課		
3 F	市長室 副市長室 秘書 課 庁議室	経営戦略課 DX推進課 財政課 柏市土地開発公 社 契約課 広報広聴課 記者クラブ 共生・交流 推進センター 防災安全 課 危機管理政策課	妊娠子育て相談センター こども政策課 こども福 祉課 保育運営課 子育 て支援課
2 F	行政課 人事課 給与厚 生室 職員健康管理室 スポーツ課 市民活動支 援課	債権管理課 収納課 市 民税課 資産税課 会計 課 指定金融機関	福祉政策課 高齢者支援 課 障害福祉課
1 F	市民ロビー 行政資料室	市民課 保険年金課 国 民年金室	生活支援課

階数	分庁舎 1	分庁舎 2
3 F	北部整備課 公園緑地課 市街地整備課 中心市街地整備課	
2 F	道路総務課 道路保全課 道路整備課 河川排水課	都市計画課 住環境再生課 宅地課 開発事業調整課
1 F	交通政策課 営繕管理課 自転車対策室 学童保育課	建築指導課 住宅政策課

(2) 沼南庁舎

ア 庁舎の概要

区 分	第 1 庁舎	第 2 庁舎
工 期	着工	S40. 6
	竣工	S41. 3. 31
事 業 費	工事費 52,614 千円	工事費 1,350,000 千円
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造 1,376 m ²	鉄筋コンクリート造 5,439 m ²
敷 地 面 積	8,552 m ²	
改修工事	H19. 10. 1～H20. 6. 30	
	R3. 6. 25～R4. 2. 25 (第 2 庁舎)	
改 修 費	358,171 千円	
	165,055 千円 (第 2 庁舎)	

イ 窓口等の配置図

階数	第 1 庁舎	第 2 庁舎
5 F		大会議室 会議室
4 F		教育研究所 教育研究所 (授業づくり支援室) 文化課 (市史編さん事務室) 指導課 会議室
3 F		教育長室 教育総務課 生涯学習課 文化課 教育政策課 職員健康管理室
2 F	郷土資料展示室 市民交流サロン	学校教育課 学校財務室 教職員課 教育施設課 学校給食課 児童生徒課
1 F	こども図書館	沼南支所 行政資料コーナー 柏市妊娠子育て相談センター

9 選挙管理委員会

(1) 委員構成

委員 4 人， 補充員 4 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（任期：令和 5 年 1 1 月 2 6 日～令和 9 年 1 1 月 2 5 日）

■ 委員及び補充員名簿

委 員	委員長	久 保 雅 孝
	職務代理者	伊 藤 美八江
	委 員	西 脇 久美子
	委 員	志 賀 勝 正
補充員	第 1 順位	里 村 晃
	第 2 順位	清 宮 喜 博
	第 3 順位	横 尾 静 江
	第 4 順位	田 中 和 子

(2) ポスター掲示場

令和 5 年 8 月 6 日に執行した柏市議会議員一般選挙においては，市内 7 3 投票所で 5 5 2 カ所に設置した。

■ 設置状況

選挙人名簿 登録者数	面 積	投票区投票所	ポスター 掲示場の数
1,000 人以上 5,000 人未満	4k m ² 未満	36 カ所	252 カ所
	4k m ² 以上 8k m ² 未満	2 カ所	16 カ所
	8k m ² 以上	2 カ所	18 カ所
5,000 人以上 10,000 人未満	4k m ² 未満	31 カ所	248 カ所
	4k m ² 以上	1 カ所	9 カ所
10,000 人以上	4k m ² 未満	1 カ所	9 カ所
	4k m ² 以上	0 カ所	0 カ所
合計		73 カ所	552 カ所

(3) 選挙公報

昭和 5 7 年 9 月に柏市選挙公報発行条例を制定し，市議会議員及び市長の選挙公報を発行している。選挙公報は，新聞折り込みと希望者への宅配のほか，市役所，沼南庁舎及び市内各近隣センター並びに市内各新聞専売所に備え置いている。

(4) 選挙啓発

明るい選挙推進のため，昭和 4 3 年に柏市明るい選挙推進協議会を設立し，街頭啓発や一声運動による投票参加を呼びかけている。また，広報車の巡回，防災行政無線，選挙啓発ポスター，広報紙等による投票制度，投票日の周知等を行っている。

(5) 市制施行以後の市長及び市議会議員選挙投票率等

選挙の種類	選挙期日	当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	備考
市長	S29. 10. 20	—	—	—	無投票 (東葛市)
市議	S30. 8. 27	23,943	19,520	81.53	
市長	S33. 9. 28	30,468	19,031	62.46	同時に市議補欠
市長	S33. 11. 30	30,697	15,985	52.07	同時に市議補欠
市議	S34. 8. 29	32,877	27,127	82.51	
市長	S37. 11. 23	42,580	23,006	54.03	
市議	S38. 8. 25	45,021	36,191	80.39	
市長	S41. 11. 13	78,687	36,205	46.01	同時に市議補欠
市議	S42. 8. 20	75,737	50,053	66.09	
市長	S45. 10. 18	95,312	51,739	54.28	同時に市議補欠
市議	S46. 8. 29	99,929	72,061	72.11	
市長	S49. 10. 20	121,235	71,075	58.63	同時に市議補欠
市議	S50. 8. 10	126,383	85,017	67.27	
市長	S53. 10. 22	144,344	79,169	54.85	同時に市議補欠
市議	S54. 8. 5	147,641	87,235	59.09	
市長	S57. 10. 17	163,901	—	—	無投票
市議補欠	S57. 10. 17	163,901	43,374	26.46	
市議	S58. 8. 7	169,548	90,040	53.11	
市長	S61. 10. 26	185,949	85,252	45.85	同時に市議補欠
市議	S62. 8. 9	192,161	96,689	50.32	
市長	H 2. 10. 21	213,280	109,873	51.52	
市議	H 3. 8. 11	218,230	107,051	49.05	
市長	H 5. 11. 21	231,708	94,845	40.93	同時に市議補欠
市議	H 7. 8. 6	238,992	107,653	45.04	
市長	H 9. 10. 26	246,608	73,045	29.62	同時に市議補欠
市議	H11. 8. 8	251,983	111,718	44.34	
市長	H13. 10. 28	257,708	66,394	25.76	
市議	H15. 8. 10	262,710	103,333	39.33	
市長	H17. 10. 23	303,141	91,501	30.18	
市議	H19. 8. 5	309,156	133,690	43.24	
市長	H21. 11. 1	316,876	108,194	34.14	
市議	H23. 8. 7	320,781	120,681	37.62	
市長	H25. 11. 10	322,824	80,659	24.99	
市議	H27. 8. 9	326,636	115,155	35.25	
市長	H29. 10. 22	339,408	166,774	49.14	
市議	R 1. 8. 4	344,575	117,930	34.22	

市長	R 3.10.31	351,573	191,373	54.43	
市議	R 5.8.6	354,917	111,605	31.45	

10 監査委員

市の行政が、公正で合理的かつ能率的に運営されるよう、地方自治法(以下「法」という)、地方公営企業法(以下「公企法」という)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という)の規定に基づいて監査、検査及び審査を実施している。

(1) 委員構成

定数 4人(識見を有する者2人(うち常勤1人)、議会選出者2人)

■ 委員名簿

区分	氏名	就任年月日	備考
識見	高橋 秀明	令和 4年 4月 1日	常勤(代表監査委員)
	小栗 一徳	平成30年10月 1日	
議選	村越 誠	令和 6年 9月 6日	
	塚本 竜太郎	令和 6年 9月 6日	

(2) 主な監査等

ア 定期監査(財務監査)…法第199条第1項及び第4項

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 随時監査(工事監査)…法第199条第1項及び第5項

工事が設計図書及び仕様書等に基づき合理的かつ効率的に施工されているかどうか、また、経済的に妥当なものであるかどうかを主眼として実施する。

ウ 行政監査…法第199条第2項

一般行政事務の執行が合理的かつ効率的及び適正に行われているかを主眼として実施する。

エ 財政援助団体等監査…法第199条第7項

財政的援助を与えている団体等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

オ 例月現金出納検査…法第235条の2第1項

会計管理者、上下水道事業管理者及び市長(病院事業)の行う現金の出納事務が、適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

カ 決算審査…法第233条第2項及び公企法第30条第2項

決算書その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

キ 健全化判断比率等審査…健全化法第3条第1項及び第22条第1項

健全化判断比率及び資金不足比率について、計数の確認とともに各比率が適正に算定されているかを主眼として実施する。

(3) 報告及び公表

監査結果の報告は、議会及び市長並びに関係のある委員会等に提出するとともに、公表する。例月現金出納検査結果の報告は、議会及び市長に提出する。決算審査及び健全化判断比率等審査の結果は、市長に意見を提出する。